

令和7年10月2日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

共生社会特別委員会資料

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 当事者目線の障がい福祉について | 1 |
| II | 高齢者支援・認知症施策・ケアラーへの支援の推進について..... | 40 |
| III | 高齢者・障害者等介護の支援について..... | 48 |
| IV | デフリンピック・パラスポーツの推進について..... | 54 |

I 当事者目線の障がい福祉について

1 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

| | |
|---|---------------------------------|
| 県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する | 中井やまゆり園（※） |
| 民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕 | さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園 |
| 引き続き方向性を検討 〔 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。 〕 | 芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園 |

※中井やまゆり園は、令和8年4月の地方独立行政法人化に向けて、準備中。
（詳細は、「3 新たな地方独立行政法人の設立について」で別途報告）

(1) 民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は29名（定員40名）である。
- このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）のうち、1階部分は児童相談所の一時保護所として活用予定である。

(ウ) 今後の対応

- 移譲に向け、建物の今後の維持・管理コストを整理するなど、移譲条件等を整理する。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築30年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 令和7年4月から県職員を派遣し、介護保険サービスへの移行へ向け、ノウハウなどを伝えるなど、実践的な取組を行っている。
- ・ 民間移譲に向けた検討に時間を要することから、指定管理を令和9年度まで延長した。

(イ) 検討状況

- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題等のヒアリングを行い、利用者の地域生活移行に向け、課題を抱える法人があることを確認した。
- ・ 移譲にあたっては、移譲希望の法人から実効性ある計画の提案を募り、選定にあたっては、公募の方向で検討していく。

(ウ) 今後の対応

地元自治体、指定管理者、基幹相談及び近隣の民間法人で構成する勉強会を立ち上げ、移譲に向け、地域における施設のあり方等について検討する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築42年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 指定管理者は、入所者の地域生活移行を進め、定員規模の縮小などの検討を行っている。
- ・ 県では、移譲に向けて、指定管理者や複数の社会福祉法人に、重度障害者が地域に溶け込んだ暮らしを実現できるような小規模

な施設の運営や、地域生活の拠点としての必要な役割について、ヒアリングを行っている。

(ウ) 今後の対応

指定管理者や他の法人の意見を聞きながら、国の報酬でどのような効果的な運営ができるか検討するとともに、必要に応じて、県による財政的支援を検討していく。

(2) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 両園の取組

a 芹が谷やまゆり園

- ・ 令和6年3月に、地域での活動を促進する拠点とするため、園の近隣に従たる事業所（定員16名）を設置し、地域清掃に参加するなど、日中活動の機会を増やす取組を行っている。
- ・ グループホームの見学、実習及び体験を通じて地域生活移行を推進している。

b 津久井やまゆり園

- ・ 意思決定支援の担当者会議において、本人の望む生活ができているか等の確認を行い、利用者自らの意思が反映された生活の実現と、利用者からの意見を園の運営に反映させている。
- ・ 地区の社会福祉協議会や支援学校等との協力、地域イベントへの参加等、地域とのつながりが深く、また、在宅障害者等の生活介護の受入れを行うなど、地域の障害者を支える社会資源となっている。

(エ) 今後の対応

当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組等、指定管理の状況を検証しながら方向性を検討していく。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 建物は築39年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいる。
- ・ 大規模施設は管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある。
- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。

(イ) 検討状況

- ・ 将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようになるためには、どのようなあり方がふさわしいか、検討を進めている。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進めている。
- ・ 指定管理を令和9年度まで延長したが、令和10年度以降の運営方針を示す必要がある。

(ウ) 今後の対応

再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(エ) その他

- ・ 県は、「「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」による県への指摘に係る検証結果報告書」を令和7年3月に取りまとめ、令和7年4月から県職員を派遣し、意思決定支援の推進や施設利用者の生活支援などを行っている。

(参考：県立施設の概要)

| 施設名 (所在地) | 管理方法 指定管理者 指定期間 | 主な 対象 | 定員 | 築年数 (部屋) |
|----------------------|---|-----------------|-------------|------------------|
| 中井やまゆり園 (中井町) | 直営 | 知的 | 140人 | 築25年 (個室・多床室) |
| さがみ緑風園 (相模原市南区) | 直営 | 身体 | 40人 | 築22年 (個室中心) |
| 芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区) | 指定管理 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで | 知的 | 66人 | 築3年 (個室) |
| 津久井やまゆり園 (相模原市緑区) | 指定管理 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで | 知的 | 66人 | 築3年 (個室) |
| 愛名やまゆり園 (厚木市) | 指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで | 知的 | 120人 | 築39年 (多床室中心) |
| 厚木精華園 (厚木市) | 指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで | 知的 | 112人 | 築30年 (多床室中心) |
| 三浦しらとり園 (横須賀市) | 指定管理 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで | 知的 (児・ 者) | 40人 112人 | 築42年 (多床室中心) |

2 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和7年8月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランの推進

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取り組を進めている。

ア 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、その充実に向けて取り組を進めている。

(ア) カンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者82名中69名のカンファレンスを実施
(令和5年7月～令和7年8月末までの実績)

イ 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取り組を進めている。

(ア) 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数56名、延べ501名が参加(令和7年度実績、令和7年8月末時点)

(イ) 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加
- ・ 利用者と地域の小学生等と一緒に麦畑で農作業を実施

(ウ) 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ30名、グループホームへ2名が利用(令和7年度実績、令和5年7月～令和7年8月の間にグループホームへ移行した利用者は除く。)

(エ) モデル寮の設置(令和7年4月)

- ・ 特定の寮を園長直轄のモデル寮と位置づけ、日常的にモデル寮の全ての利用者が園外で活動し、地域とつながる実践

- ・ 令和7年6月から、全ての利用者が地域の中で日常的に農作業や清掃活動等の活動を開始

ウ いのちを守る施設運営

- ・ 昨年度、障害福祉分野で活躍していた医師を医務統括として、医療安全問題に関して実績豊富な看護師を医務統括補佐として配置し、園の医療体制の拡充を図った。
- ・ 一人ひとりの利用者の状態を改めて把握し、支援を見直す等、利用者一人ひとりのいのちを守る取組を進めた結果、健康診断の血液検査が2年前と比べて、全体として改善傾向にある。

エ 施設運営を支える仕組みの改善

- ・ 虐待防止に対する基礎知識の習得に加え、虐待事案等の振り返り等を行う虐待防止研修を盛り込んだ研修計画を作成し、9月から研修を順次実施する。

(2) 県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議

「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）では、アクションプランの進捗確認を行うとともに、支援改善アドバイザーをメンバーに加え、県立中井やまゆり園における医療・健康管理問題改革委員会（以下「改革委員会」という。）で報告された事例に係る福祉的な検証を進めていくこととした。

令和7年7月29日に開催した第1回では、検証にあたって意見を行い、9月18日に開催した第2回では、具体的な事例の検証を行った。

<第1回の主な意見>

- ・ 過去の死亡事例における、急性期の対応に至るまでの日々の支援において、健康を害するような不適切な対応がなかったか、これまで振り返ることがなかった。
- ・ 福祉的な検証は、社会情勢、生活史（活動・エピソード）、医療的な面の3つの視点から、ひとりの人の人生を長いスパンで見て、支援の在り方を振り返ることが非常に重要である。
- ・ 利用者の日々の変化や異変に気づく力が必要であり、日々支援に当たっている福祉側から医療側に、正しく伝える必要がある。
- ・ 長い時間軸の中で、身体機能が低下していくことを含めて、その人の生育歴・生活史から検証していく必要がある。
- ・ 健康といのちは繋がっていて、栄養を摂らないと体重も減るし、支

援と食事の観点では、利用者が食べないから食べさせないのは違うと
思っている。どうやったら食べてもらえるか工夫が必要で、ひとつの
物事だけで支援を決めてはいけない。

- ・ 意思決定支援、共生社会、当事者目線を検証の基軸に置いて、歴史
も含めて、検証を進めていく必要がある。
- ・ 利用者が食べないから食べさせない、本人の言ったとおりにするこ
とが意思決定支援という誤解があり、それは支援の放棄である。
- ・ 検証は、施設の在り方や意思決定支援を問い直すことになる。

<第2回の主な意見>

- ・ 口腔ケアなどの支援は、利用者が拒否したら支援を止めるのでな
く、別の方法で関わる発想を考えるべき。
- ・ 暴言で片付けられてしまっている出来事でも、その時の言葉や行動
に意味はあるはずだが、そうした手がかりとなる記録がない。
- ・ 本人の意思をくみ取るアセスメントができていなければ、個別支援
計画が作成されているとは言えない。
- ・ 入所理由に、本人の意思が分からないケースが見受けられる。言葉
で意思疎通の難しい方の意思をどう確認するかを考えるべき。
- ・ 園職員が、一人の利用者の生活史を丁寧にまとめ、安易な安全第一
だったという振り返りをもとに、議論することに非常に価値がある。

(3) 今後について

- ・ 令和7年度の重点事項を中心に進捗状況や課題を把握できるよう、
園とともに作成しているTODOリストを更新し、園と本庁が一体と
なって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和7年度は計画期間の最終年度であることから、引き続きアドバ
イザリー会議を開催し、第三者による進捗確認を行うとともに、計画
期間である3年間の成果を見える化する。
- ・ アドバイザリー会議における福祉的な検証の結果は改革委員会に報
告し、今後とりまとめる改革委員会最終報告書に盛り込む。

<別添参考資料>

参考資料 県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人
ひとりの人生を支援する～（令和7年8月改定）

3 新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

(1) 法人の名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

(2) 設立時期（予定）

令和8年4月1日

(3) 設立目的

この法人は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

(4) 定款

令和7年第1回定例会で議決

(5) 法人の取組

ア 科学的な福祉の研究

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、重度知的障害者をはじめ障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究や、障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるための障害者の健康管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進する。

イ 当事者目線による地域生活支援の実践

中井やまゆり園の利用者をはじめ地域における障害者の望む暮らしを実現するため、日中活動や健康管理等に基づく「豊かな暮らしづくり」、地域生活移行や障害者の地域における役割をつくる「連携」、

望みに寄り添う「相談」を柱として、当事者目線による地域生活支援を実践する取組を推進する。

ウ 当事者目線の支援を実践する人材の育成

科学的な福祉の研究の成果を踏まえて、再現性のある当事者目線に立った支援を実践する法人職員を育成し、地域共生社会をつくる人材として輩出するとともに、福祉の質的・量的向上を図るため、民間施設・事業所の職員の育成に取り組む。

エ 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、当事者目線の障害福祉や科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進する。

(6) 設立準備の状況

ア 組織体制

法人の取組である科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする方向で検討を進めている。

イ 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で検討を進めている。

ウ 財務・会計制度

諸規程の整備や、法人に出資する財産の整理・鑑定評価等を進めている。

エ 情報システム

情報基盤及び情報システム（人事給与システム、財務会計システム等）の導入に向けて、事業者と契約を締結して準備を進めている。

また、法人ホームページの構築についても、9月上旬に契約を締結した事業者と、準備を進めている。

オ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- ・ 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQOLの向上に

与える影響や利用者の健康状態・栄養状態の把握と効果的な支援に関する研究、支援者間の思いを共有し行動変容や関係性の変化を分析するなど法人化に先駆けたプレ研究を実施するため、具体的な研究の実施方法や執行方法について、関係団体と調整を進めている。一部研究については、県立保健福祉大学と覚書を締結し、研究実施に着手している。

- ・ 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

カ 職員確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(ア) 県職員の派遣

法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、県職員を派遣する。

そのため、園職員を含む福祉職との意見交換や庁内ポータルを通して、法人に関する情報の発信を行っている。

また、法人に派遣する福祉職を確保するためには、法人が目指す新しい福祉への職員の理解を深めることが重要であるため、モデル寮における取組や成果を県の福祉職へ浸透させ、意識の向上を図っていく。

(イ) プロパー職員の確保（採用予定日 令和8年4月1日）

（福祉職第1回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職
募集人数 40名程度
募集期間 令和7年3月3日～4月30日
募集結果 90名
最終合格 48名

（福祉職第2回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職
募集人数 20名程度
募集期間 令和7年6月2日～6月30日
募集結果 51名
最終合格 20名

（福祉職第3回職員採用試験の概要）

募集分野 福祉職

募集人数 15名程度
募集期間 令和7年9月1日～9月28日
最終合格 令和7年11月下旬発表
(事務職(一般)職員採用試験の概要)
募集分野 事務職
募集人数 若干名(5名程度)
募集期間 令和7年9月1日～9月28日
最終合格 令和7年11月下旬発表
(事務職(経験者)職員採用試験の概要)
募集分野 事務職(民間企業等の職務経験5年以上)
募集人数 若干名(5名程度)
募集期間 令和7年9月1日～9月28日
最終合格 令和7年11月下旬発表
※今後も、法人の中核を担う人材の採用試験を実施予定

キ 施設整備等

- ・ 法人本部事務局や研究部門等の職員の執務スペースの整備、看板の架け替えを行う。
- ・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマークの作成に向けた手続きを進めている。

(7) 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第2条に基づき、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

ア 主な役割

- ・ 中期目標及び中期計画に対する意見の提示
- ・ 業務実績評価に対する意見の提示

イ 任期

令和7年6月2日～令和9年3月31日

ウ 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職名等 |
|--------|---------------------|
| 尾崎 雅代 | 尾崎公認会計士事務所 公認会計士 |
| 楠 聖伸 | 武蔵野大学ウェルビーイング学部 講師 |
| 熊谷 晋一郎 | 東京大学先端科学技術研究センター 教授 |
| 鈴木 敏彦 | 淑徳大学 副学長 |
| 名里 晴美 | 社会福祉法人訪問の家 理事長 |
| 吉田 勝明 | 公益社団法人神奈川県病院協会 会長 |

(8) 中期目標

ア 中期目標の意義

中期目標は、設立団体の長が指示する、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、地方独立行政法人は、この中期目標を達成するための具体的計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を実施する。

イ 中期目標に定める事項（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第2項）

- ・ 中期目標の期間（3年以上5年以下の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間）
- ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項

ウ 中期目標を定め、又はこれを変更しようとする時の手続（法第25条第3項）

あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

エ 中期目標（素案）及び中期計画（骨格）

令和7年第2回定例会厚生常任委員会に報告した中期目標（骨格）を踏まえて、別紙のとおり中期目標（素案）及び中期計画（骨格）を作成した。

オ 中期目標（素案）の概要

(ア) 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(イ) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

a 当事者目線による地域生活支援の実践

(a) 豊かな暮らしづくりの実践

- 共感に基づくチームでの利用者支援
 - ・ 共感に基づく支援
利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに関心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。
 - ・ 科学的根拠に基づく支援
科学的な福祉の研究の成果を活用した生活支援を実践すること。
 - ・ ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入
ウェルビーイングを高める組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。
- 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践
 - ・ 地域における診療体制の充実及び質の向上
県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。
- 役割をつくるための日中活動の充実
 - ・ 地域活動の充実
地域での日中活動など、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。
- 暮らしの場の充実と地域生活移行
 - ・ 地域における暮らしの場の確保
自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整、県立グループホームの設置による暮らしの場の確保に取り組むとともに、検証し、県へ報告すること。
 - ・ 地域生活移行の推進
意思決定支援や地域生活体験などを通じて、地域生活移行に取り組むこと。
 - ・ 地域生活移行後のフォローアップ
地域生活移行した後に定期的なフォローアップを行い、短期入所も活用しながら継続的な定着支援に取り組むこと。

- ・ 通過型施設としての役割の確立

- 一時的に地域での生活が困難となった障害者について、必要性を踏まえて、期間を定めて入所の受入を行うとともに、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。

- なお、入所の受入に至らなかった場合でも、家族や地域の関係機関と調整を行うなど、寄り添った支援を行うこと。

- (b) 地域とのつながりをつくる連携の実践

- 関係をつくる
 - 役割をつくる
 - 地域をつなげて広める

- 他の施設・事業所等と合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施すること。

- (c) 望みに寄り添う相談支援の実践

- 困り事の把握と橋渡し

- 地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。

- 特定相談支援の実施

- 地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるようにするため、計画相談支援を実施すること。

- b 科学的な福祉の研究

- (a) 障害者の心身状態の見える化に関する研究

- 障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。

- (b) 有効な支援のあり方に関する研究

- 障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。

- (c) 県の施策として実施すべき研究

- (d) 研究と実践の連動

- (e) 研究成果の社会への還元

- 研究成果を広く発信するとともに、民間施設・事業所等の職員の人材育成や地域への普及啓発に活用すること。

- c 当事者目線の支援を実践する人材の育成

- (a) 法人職員の育成

- 基礎力や専門力を高める研修の実施

- 外部機関とも連携して、当事者目線の支援を実践するために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施すること。

- 現場における効果的な実践
- (b) 地域の施設・事業所等職員の育成
 - 民間施設・事業所等と連携し、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。
- d 地域共生社会の実現に向けた普及啓発
 - 地域に対して、法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行うこと。
- (ウ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - a 運営体制の確保
 - (a) 業務の引継ぎ
 - (b) 職員の計画的な確保
 - (c) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保
 - b 組織及び人事配置の適正な運用
 - c その他PDCAサイクルによる継続的な改善
 - (a) 適時適切な報告の仕組みの構築
 - (b) 利用者及び職員の満足度の把握と反映
 - (c) 組織マネジメントの強化
- (エ) 財務内容の改善に関する事項
 - a 自己収入の確保
 - b 経営資源の有効活用
- (オ) その他業務運営に関する重要事項
 - a 施設設備の維持管理、リノベーションの実施
 - b 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告
 - 第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。

カ 評価委員会における主な意見

令和7年8月4日に第2回評価委員会を開催し、中期目標（素案）及び中期計画（骨格）について審議を行った。

（評価委員会委員からの主な意見）

- (ア) 当事者目線による地域生活支援の実践について
 - ・ 一人暮らしも含めた地域生活移行の方向性を示すとともに、意思決定支援と資源づくりを両輪で進めていった方がよい。
 - ・ 県立グループホームは設置するだけでなく、地域で暮らすための制度の課題を含めた検証が必要である。
 - ・ 地域の理解を得るため、「らっかせい」での活動のほかにも、

利用者のイメージを変えていく具体的な方策が必要ではないか。

(イ) 科学的な福祉の研究について

- ・ 県立福祉機構が日本における参加型研究（障害当事者、支援者、家族等も参画する研究の枠組み）の拠点になると素晴らしい。
- ・ ビッグデータを持つことにより、当事者や国内外の研究者による仮説を検証できる。
- ・ 医療・福祉に直接関係のない人々の障害者に対する差別心・ステイグマを可視化し、それを戦略的に下げていけるとよい。
- ・ 人が対象の研究であるため、倫理的に十分に配慮されているか、適切に行われているか外部評価をしっかりとやってもらいたい。

(ウ) 当事者目線の支援を実践する人材の育成について

- ・ 県社会福祉協議会や県立保健福祉大学等と連携しながら、障害分野の人材育成の拠点になってもらいたい。
- ・ 科学的根拠に基づく支援は実践が重要であり、研究成果や人材育成プログラムの発信も実践とセットで行った方がよい。

(エ) その他

- ・ 職員のウェルビーイングを高めるためには、人となりや価値観も含む職員のための支援プランがあった方がよい。
- ・ 支援員が結果を実感できるように、利用者や相談して使い道を決められるような自由に使える予算があった方がよい。
- ・ 自己収入の確保も重要だが、専門家を入れて、サービスを維持しながらコストを減らす取組があった方がよい。

キ 中期目標（素案）に対するパブリック・コメントの状況

(ア) 意見募集期間

令和7年8月19日～令和7年9月17日

(イ) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、関係団体への周知

(ウ) 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む）、ファクシミリ

(エ) 提出された意見の概要

a 意見件数 21件

b 意見の内訳

| 区分 | 件数 |
|------------------------------------|----|
| 前文 | 0 |
| 第1 中期目標の期間 | 0 |
| 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | — |
| 1 当事者目線による地域生活支援の実践 | 14 |
| 2 科学的な福祉の研究 | 2 |
| 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成 | 1 |
| 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発 | 0 |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | 2 |
| 第4 財務内容の改善に関する事項 | 1 |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項 | 1 |
| 計 | 21 |

c 主な意見

[第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項]

(1 当事者目線による地域生活支援の実践)

- ・ 移行後に生活が困難となった場合の再入所や介入の仕組みを整備し、安心して移行に臨める体制を確保してほしい。
- ・ 地域で安心して暮らせるように横のつながりを強化してほしい。
- ・ 中井やまゆり園のような大きな施設の中に就労ができる施設を設けてほしい。
- ・ 心豊かに勤めていける施設であれば、その施設にいる障害児・障害者が幸せでないはずがないため、双方が「生きがい」を感じられる施設にしてほしい。
- ・ 地域移行の受け皿の整備等が進んでいないため、地域移行できる体制を整える必要がある。
- ・ 地域サービス基盤が十分に整備されるまでは、入所施設の定数を維持していく必要がある。
- ・ 地域生活支援拠点の「緊急時受入・対応」ができる体制の整備を盛り込んでほしい。

(2 科学的な福祉の研究)

- ・ 具体的な評価指標や活用する手法を明示してほしい。

- ・ 利用者の主観的QOLと客観的健康指標の双方を測定できる仕組みを構築してほしい。
 - ・ 研究が実践に至っていない現状があるため、大学等と連携し、地域へ拡げていく手法等の仕組みづくりを行うこと。
- (3 当事者目線の支援を実践する人材の育成)
- ・ 現場職員の離職防止や定着に向け、労働環境や処遇改善策など施策を強化してほしい。
- [第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項]
- ・ 過去の虐待事案を反省して、手厚い職員配置を進めることといった目標を追加すべき。
 - ・ 満足度調査だけでなく、数値化可能なアウトカム指標を設定し、目標達成度を検証できる仕組みを導入してほしい。
- [第4 財務内容の改善に関する事項]
- ・ 科研費等の外部資金だけでなく、安定的かつ持続可能な収益モデルを検討・導入してほしい。
- [第5 その他業務運営に関する重要事項]
- ・ 第三者機関の意見聴取に加え、当事者や家族が参画できる仕組みを整備してほしい。

(9) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に向けた議案の提出予定について

令和7年11月の定例会において、中期目標の議案ほか、次の議案の提出を予定している。

ア 条例議案

(ア) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例

a 趣旨

法第6条第4項において、地方独立行政法人は、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが、将来にわたり業務を実施するうえで必要がなくなると認められる場合に、当該財産が地方公共団体の出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、設立団体に当該財産を現物納付又は当該財産の売価を納付すると規定されている。

また、法第44条第1項においては、地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないと規定されている。

そのため、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構のこれらの重要な財産について条例で定める必要がある。

b 条例（案）の内容

(a) 法第6条第4項に規定する重要な財産

帳簿価格（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が100万円以上の財産

(b) 法第44条第1項に規定する重要な財産

・ 財産の種類

不動産、動産又は不動産の信託の受益権

・ 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の譲渡・担保の場合は見積価格）

1億円以上

ただし、土地（信託する場合を除く。）については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。

c 施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

(イ) 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

a 趣旨

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することに伴い、所要の改正を行う。

b 条例（案）の内容

本条例で規定する施設のうち、「神奈川県立中井やまゆり園」の項を削除する。

c 施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

イ その他議案

(ア) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案

a 趣旨

法施行令第9条において、設立団体の長は、移行型地方独立行政法人に承継させる権利を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないと規定されていることから、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案を提出する。

b 議案（案）の内容

中井やまゆり園の存する土地及び建物の所有権を承継させる権利とする。

（議案に記載予定の項目）

- ・ 土地（所在地、地積、評価額（※）、権利の種類）
 - ・ 建物（名称、所在地、延床面積、評価額（※）、権利の種類）
- ※ 評価額については、不動産鑑定評価中

(10) 今後のスケジュール

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 令和7年11月 | 令和7年第3回定例会に以下の議案を上程 |
| | ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標 |
| | ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案 |
| | ・ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例 |
| | ・ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例 |
| 令和8年1月 | 認可申請 |
| 3月 | 総務大臣による法人の設立認可 |
| 4月 | 法人の登記・設立 |

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（素案） 及び中期計画（骨格）対照表

| 中期目標（素案） | 中期計画（骨格） |
|--|---|
| <p>前文</p> <p>神奈川県（以下「県」という。）は、津久井やまゆり園事件の経験を踏まえて、ともに生きる社会かながわ憲章や神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を制定し、地域共生社会の実現に向けて、当事者目線の障害福祉を推進してきた。</p> <p>こうした中、県立障害者支援施設は、率先して当事者目線の支援の実現に向けて取り組んでいるが、当事者目線の支援を実践するための改革が十分に進まず、いのちに関わる問題も浮き彫りになっている。こうした支援における課題は、県立障害者支援施設だけでなく、障害者支援施設全体に共通する課題である。</p> <p>このため、当事者目線の障害福祉の一層の推進に向けては、大学や企業等と連携した研究を通じて、福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立った支援を確立するとともに、それを実践していく必要がある。</p> <p>一方で、障害者の望む暮らしを実現するためには、障害福祉サービスに従事する職員をはじめ、地域で暮らす一人ひとりが、障害者の思いや望みへの共感を深め、障害者を含めて地域の中でそれぞれの役割を果たすことを通じて、互いに支え合うことのできる地域をつくる必要があり、それを担う人材の育成が不可欠である。</p> <p>こうした取組の中で得られた知見は、福祉という枠を超えて社会全体へと波及させることにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会へとつなげていくことが期待されている。</p> <p>そこで、県は、条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。</p> | <p>前文</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、神奈川県知事から指示を受けた令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、次のとおり定める。</p> |
| <p>第1 中期目標の期間</p> | |

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 当事者目線による地域生活支援の実践

(1) 豊かな暮らしづくりの実践

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を継承し、中井やまゆり園の利用者（以下「利用者」という。）をはじめとする障害者一人ひとりの豊かな暮らしづくりの実践に取り組むこと。

ア 共感に基づくチームでの利用者支援

(ア) 共感に基づく支援

利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに関心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。

(イ) チームによる支援

直接支援に関わる職員だけでなく、多職種や家族等も含むチームによる支援を行うこと。

(ウ) 科学的根拠に基づく支援

障害者の心身状態の見える化や有効な支援に関する研究等（以下「科学的な福祉の研究」という。）の成果を活用した生活支援を実践すること。

(エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入

利用者だけでなく、そこで働く職員を含むウェルビーイング（個人や社会のよい状態）を高めていくためにふさわしい組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。

イ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践

(ア) 利用者の変化と健康への関心の意識付け

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 当事者目線による地域生活支援の実践

(1) 豊かな暮らしづくりの実践

ア 共感に基づくチームでの利用者支援

(ア) 共感に基づく支援

- ・ 利用者一人ひとりの成育歴や人となりシートの作成及び充実
- ・ 利用者との面談、地域における活動計画・目標の作成やその振り返りを通じた共感の形成
- ・ 利用者の状態や希望にあわせた柔軟な判断に基づく支援

(イ) チームによる支援

- ・ 多職種や家族等のチームによるサービス等利用計画や個別支援計画の作成、カンファレンスやモニタリング会議を通じた支援の充実

(ウ) 科学的根拠に基づく支援

- ・ 直接支援に関わる職員等の研究プロジェクトへの参加を通じた科学的根拠に基づく生活支援の実践
- ・ 個別支援計画や利用者及び家族等への説明における明確化

(エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入

- ・ 職員間のコミュニケーションを充実させるためのフラットな組織体制の構築
- ・ 日中活動と夜間の生活支援を一貫して行う組織体制の構築
- ・ 利用者の地域における暮らしとそこで働く職員にふさわしい組織体制、職員配置、勤務シフト、人材育成・評価システムの構築

イ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践

(ア) 利用者の変化と健康への関心の意識付け

| | |
|---|--|
| <p>中井やまゆり園は利用者の生活空間であるため、日常的な生活支援の場面から、直接支援に関わる職員が利用者の変化と健康に深い関心を持つよう意識付けをすること。</p> <p>(イ) 科学的根拠に基づく健康管理</p> <p>科学的な福祉の研究の成果の活用や県の未病施策との連携により、利用者の心身機能の維持向上に取り組むこと。</p> <p>また、利用者一人ひとりの「いのち」を守るための健康管理の指針や判断基準となる健康管理のガイドラインを定めるとともに、健康管理に関わる専門職を適切に配置し、直接支援に関わる職員と専門職の間における適切な認識や情報の共有及び連携に基づく健康管理を実践すること。</p> <p>さらに、健康管理のガイドラインは、常にアップデートするとともに、県と連携し、医療リソースが異なる他の障害者支援施設等でも利用できるよう検討し、効果的な実践例等とともに発信すること。</p> <p>(ウ) 地域における診療体制の充実及び質の向上</p> <p>県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。</p> <p>さらに、地域の障害者の健康支援のため、地域における診療体制等の情報提供に取り組むこと。</p> <p>ウ 役割をつくるための日中活動の充実</p> <p>(ア) 地域活動の充実</p> <p>どんな障害があっても施設での暮らしで完結することなく、地域での日中活動など職住分離を前提として、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。</p> <p>(イ) 地域の施設・事業所等との共同事業の実施</p> <p>地域の施設・事業所等との共同事業として、世代を超えた交流や障害の有無等にとらわれない交流のほか、高齢者やひとり親の孤立、子どもの遊び場の不足などの地域の課題の解消に資するような日中活動に取り組むこと。</p> <p>(ウ) 科学的根拠に基づく日中活動</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の些細な変化に関心を持てるようにするための定期的な医療アセスメントの実施 <p>(イ) 科学的根拠に基づく健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の研究プロジェクトへの参加や県との連携を通じた科学的根拠に基づく健康管理の実践 ・ 直接支援に関わる職員と専門職による健康管理のガイドラインの作成及び実践、定期的なアップデートの検討 ・ 県と連携した他の障害者支援施設等で利用できる健康管理のガイドラインの検討及び実践例等の発信 <p>(ウ) 地域における診療体制の充実及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療機関等への知的障害者の健康管理・医療問題や診療方法等に関する情報提供の実施 ・ 施設と地域の医療機関、調剤薬局などの連携による医療・支援情報の共有化の検討 ・ 地域の医療機関及び相談支援機関等と連携した地域の診療体制の情報提供 <p>ウ 役割をつくるための日中活動の充実</p> <p>(ア) 地域活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護事業所の設置・運営等を通じた障害者の地域活動の充実 <p>(イ) 地域の施設・事業所等との共同事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の施設・事業所等との共同事業による、地域課題の解消に資する地域コミュニティの創出及び運営を通じた地域の理解や参加の促進 <p>(ウ) 科学的根拠に基づく日中活動</p> |
|---|--|

日中活動の場を研究と実践のフィールドとして活用し、その成果を生かした日中活動を実践すること。

また、他の施設・事業所等に対して科学的根拠に基づく日中活動の普及に取り組むこと。

エ 暮らしの場の充実と地域生活移行

(7) 職住分離を基本とする生活の構築

地域における暮らしをつくるため、職住分離を基本とする生活の構築に取り組むこと。

(イ) 地域における暮らしの場の確保

現在の利用者の居場所を必ず確保することを前提に、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームの設置による暮らしの場の確保に取り組むこと。

また、医療的ケアや行動障害といった、現在の制度の下で地域における暮らしが難しい状況にある障害者の暮らしの場の充実に図るため、県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証し、県へ報告すること。

(ウ) 地域生活移行の推進

地域住民、事業所、相談機関、医療機関及び行政機関等との十分な調整を行いながら、意思決定支援や地域生活体験などを通じて、地域生活移行に取り組むこと。

なお、どんな障害があっても望む暮らしを実現できるようにすることを目指し、障害の状態などにより特に地域生活移行が困難と考えられる利用者から積極的に取り組むこと。

地域生活移行スキームを整理し、民間法人や自治体等への普及に取り組むこと。

(イ) 地域生活移行後のフォローアップ

利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていけるよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所も活用しながら継続的な定着支援に取り組むこと。

(オ) 施設規模の見直し

大規模施設は、管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題があることから、施設規模の見直しを進めること。

(カ) 通過型施設としての役割の確立

通過型施設として、一時的に地域での生活が困難となった障害者について、その人

・ 研究との連動による日中活動における科学的根拠の明確化、個別支援計画等への反映

・ 他の施設・事業所等に対する日中活動の実践例等の情報発信、職員交流等による普及

エ 暮らしの場の充実と地域生活移行

(7) 職住分離を基本とする生活の構築

・ 職住分離を基本とする生活の実践

(イ) 地域における暮らしの場の確保

・ 自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整及び県立グループホームの設置による暮らしの場の確保

・ 県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方の検証

(ウ) 地域生活移行の推進

・ チームによる地域生活移行計画の作成と進捗管理の実施

・ 地域生活移行に向けた意思決定支援及び地域生活体験等の実施

・ 中井やまゆり園職員と利用者が一緒にグループホームへ移行する伴走型支援の実践などを通じた、地域生活移行の困難事例への積極的な対応

・ 地域生活移行スキームの民間法人や自治体等への普及活動の実施

(イ) 地域生活移行後のフォローアップ

利用者の地域生活移行後の定期的な移行先訪問及び連絡の実施、生活状況の家族等への説明など、不安に寄り添った地域生活移行・定着支援の実施

(オ) 施設規模の見直し

・ 暮らしの場として望ましい規模の施設の実現

(カ) 通過型施設としての役割の確立

・ 入所の必要性を踏まえた有期の長期または短期入所による受入の実施

| | |
|--|--|
| <p>が置かれた環境や必要性を踏まえて、短期、長期に関わらず、期間を定めたうえで入所の受入を行うとともに、家族や地域の関係機関と連携し、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。</p> <p>なお、入所の受入に至らなかった場合であっても、その家族や地域の関係機関との調整を行うなど、寄り添った支援を行うこと。</p> <p>こうした通過型施設としての支援のスキームを確立し、他の施設や自治体等への普及に取り組むこと。</p> <p>(キ) 中井やまゆり園のリノベーションや修繕等の実施</p> <p>中井やまゆり園が暮らしの場にふさわしい施設であるためのリノベーションや柔軟・迅速な修繕等を実施すること。</p> <p>(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践</p> <p>利用者をはじめとする障害者の地域との関係やそこでの役割をつくるとともに、そうした地域をつなげて広めるため、地域の住民、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、教育機関、公共交通機関、行政機関などとの連携を実践すること。</p> <p>ア 関係をつくる</p> <p>園周辺及び移行先の地域の住民、商店、病院、学校、公共交通機関、相談機関、市町村役場等と利用者の中で、日々のあいさつ、買い物、通院、困り事の相談などが当たり前に行えるような顔の見える関係づくりを進めること。</p> <p>イ 役割をつくる</p> <p>障害者の地域における暮らしは、地域とのつながりの中で障害者を支える存在を増やすだけでなく、障害者の可能性を広げて、障害者が地域を支える存在となる必要があるため、地域の課題を把握し、それらの解消に資するような活動や、そのための場の創出に取り組むこと。</p> <p>ウ 地域をつなげて広める</p> <p>他の施設・事業所等と連携し、合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施するとともに、支援の振り返りを含むスーパービジョン（助言・指摘を受けて行動を修正する取組）や人材確保・定着・育成等に取り組むこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や地域の関係機関と連携した支援の実施 ・ 通過型施設としての支援のスキームの作成及びホームページ、研修や障害者自立支援協議会等を通じた他施設、自治体等への情報の発信 <p>(キ) 中井やまゆり園のリノベーションや修繕等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中井やまゆり園のリノベーション等の実施 ・ 柔軟・迅速な修繕等を実施するため体制及びスキームの構築 <p>(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践</p> <p>ア 関係をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行先地域の見える化や地域における生活体験や交流などを通じた顔の見える関係づくり <p>イ 役割をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題の把握とその解消に資する活動や活動場所を創出するための地域ネットワークの構築 <p>ウ 地域をつなげて広める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の施設・事業所等との合同によるスーパービジョンや人材確保・定着・育成等のための事業の実施 ・ 地域との関係づくりや障害者の役割をつくるためのスキームの構築、ホームページ等での広報、障害者自立支援協議会等での |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>また、連携事例を発信するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有をすること。</p> <p>(3) 望みに寄り添う相談支援の実践</p> <p>(7) 生活支援との連動 直接支援に関わる職員とともに、暮らしに寄り添った相談支援を実践すること。</p> <p>(イ) 科学的根拠に基づく相談支援の実践 科学的な福祉の研究の成果を生かして、意思決定支援を基礎とした相談支援を実践すること。</p> <p>(ウ) 困り事の把握と橋渡し 地域の事業所や行政機関、医療機関等と連携し、地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。</p> <p>(I) 特定相談支援の実施 地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるようにするため、計画相談支援を実施すること。 特に、地域の複数の相談支援事業所と協働し、きめ細やかな相談支援体制の構築や相談支援の質の向上に取り組むこと。</p> <p>(オ) 地域生活移行後のフォローアップ（再掲） 利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていけるよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所も活用しながら継続的な定着支援に取り組むこと。</p> <p>(カ) 法人の取組や政策形成への反映 相談支援で把握した障害者等のニーズや地域課題等を法人の取組に反映するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有など政策形成等に資する取組を行うこと。 また、地域生活で支援が必要な方に対する相談支援や地域の相談支援事業所への支援などへの発展も検討すること。</p> <p>2 科学的な福祉の研究</p> <p>(1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究</p> | <p>展開を通じた連携事例の発信、県への政策提案や市町村への情報共有</p> <p>(3) 望みに寄り添う相談支援の実践</p> <p>(7) 生活支援との連動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接支援に関わる職員との連携による相談支援の実践 ・ 利用者に関する外部の計画相談支援の利用の推進 <p>(イ) 科学的根拠に基づく相談支援の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の心身状態の見える化などの科学的な福祉の研究の成果を生かした意思決定支援に基づく相談支援の実践 <p>(ウ) 困り事の把握と橋渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支援体制の見える化 ・ 地域の日中活動の場などを活用した地域相談窓口の創設 <p>(I) 特定相談支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定相談支援事業所の設置による計画相談支援の実施 ・ 他の相談支援事業所との協働による相談窓口の創設など地域の障害者の支援体制の構築、合同での事例検討やスーパービジョンなどを通じた相談支援の質の向上 <p>(オ) 地域生活移行後のフォローアップ（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の地域生活移行後の定期的な移行先訪問及び連絡の実施、生活状況の家族等への説明など、不安に寄り添った地域生活移行・定着支援の実施 <p>(カ) 法人の取組や政策形成への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の研究プロジェクトへの参加を通じた科学的な福祉の研究への反映や障害者自立支援協議会等を通じた連携による支援の充実 ・ 相談事例等を踏まえた県への政策提案や市町村への情報共有、職員交流や共同事業の実施等に向けた体制の構築 ・ 地域の相談支援体制の充実に向けた中核的な役割の検討 <p>2 科学的な福祉の研究</p> <p>(1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>意思の表明が難しい障害者等の思いや身体の状態を理解し、望む暮らしを実現する上で有効な支援のあり方を明らかにするため、障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。</p> <p>(2) 有効な支援のあり方に関する研究 障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるため、障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。</p> <p>(3) 県の施策として実施すべき研究 県の施策として実施すべき研究を推進すること。</p> <p>(4) 研究と実践の連動 科学的な福祉の確立に向けて、現場の課題を研究テーマとし、その研究成果を実践に反映させるとともに、現場職員が一体となって研究プロジェクトを進める体制を確立すること。 また、研究成果の社会への還元を含む一連のプロセスを明示して研究プロジェクトを推進すること。</p> <p>(5) 研究成果の社会への還元 研究成果を広く発信するとともに、民間施設・事業所等の職員の人材育成や地域への普及啓発に活用し、当事者目線の障害福祉を広めること。 また、県等の施策への反映や県を通じた国への要望などに活用するとともに、福祉に関する諸課題に対する研究成果の適用を推進し、県と連携して福祉全体の底上げを図ること。</p> <p>3 当事者目線の支援を実践する人材の育成</p> <p>(1) 法人職員の育成 ア 基礎力や専門力を高める研修の実施 職員が業務を通じて自己実現を図ることのできるキャリアパスに基づき、外部機関とも連携して、当事者目線の支援を実践す</p> | <p>(調整中)</p> <p>(2) 有効な支援のあり方に関する研究 (調整中)</p> <p>(3) 県から指示を受けて実施する研究 (調整中)</p> <p>(4) 研究と実践の連動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場職員の意見を踏まえた研究テーマの決定 ・ 現場職員が研究員を兼務して研究に参加するプロジェクトチーム方式による研究の実施 ・ 研究成果の社会への還元を含む研究計画の作成と評価 <p>(5) 研究成果の社会への還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会、刊行物、講演会、法人のホームページやSNS等を通じた発信 ・ 民間施設・事業所等に対する研修、助言活動や職員交流等を通じた人材育成への活用 ・ 地域における交流活動やイベント等を活用した普及啓発 ・ 県への政策提案や市町村への情報共有を通じた施策との連動 ・ 大学・医療機関・行政機関・関係団体等との連携による子ども、高齢者や支援を必要としている方等の福祉に関する諸課題への研究成果の適用の推進 <p>3 当事者目線の支援を実践する人材の育成</p> <p>(1) 法人職員の育成 ア 基礎力や専門力を高める研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の目的と職員の自己実現をリンクさせるキャリアパスの構築 ・ 当事者目線の支援を実践していくため |
|---|--|

るために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施すること。

また、新たな知識や先例にとらわれない柔軟な考え方を身につけるため、障害福祉分野に限らない様々な業種の企業等との交流に積極的に取り組むこと。

イ 現場における効果的な実践

研修の成果を現場で実践できるようにするための効果的なOJTや、職員が自らの支援を振り返り、見直すための気づきを与える仕組みを構築すること。

また、職員の意欲を高める自己研さんの仕組みを導入するとともに、課題の共有や支援の振り返りを行うため、民間施設・事業所等と職員交流等を行うこと。

(2) 地域の施設・事業所等職員の育成

計画的な人材育成が難しい民間施設・事業所等と連携し、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。

また、全国の施設・事業所等に当事者目線の支援を広めるため、法人の人材育成の体系や民間施設・事業所等との連携による実践例等の情報を発信するとともに、職員交流等に取り組むこと。

4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、地域における障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進すること。

また、県の地域共生社会の実現に向けた取組に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営体制の確保

(1) 業務の引継ぎ

中井やまゆり園については、県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、利用者や

に必要な基礎力、実行力、専門性や意欲等を持った職員を育成する研修体系の構築や外部機関と連携した効果的な研修の実施

- ・ 異業種を含む企業等との職員交流や合同事業等の実施

イ 現場における効果的な実践

- ・ 目標に基づく習得度に応じた計画的なOJTの実施
- ・ 課題の共有や支援の振り返りのための日々のミーティング、実践報告会、合同研修、職員交流、実習やインターンシップの受入等の実施
- ・ 職員の企画提案制度による新規事業の開拓や資格取得支援による専門力向上など、職員の意欲を高め、自律的な運営につなげるための自己研さんの仕組みの導入

(2) 地域の施設・事業所等職員の育成

- ・ 地域や全国の施設・事業所等との合同による研修、スーパービジョン、職員交流等の実施
- ・ 法人のホームページ、刊行物、学会等による情報の発信

4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

- ・ 科学的な福祉の研究及び実践の成果に基づく障害者の心身状態や有効な支援のあり方等に関するホームページ、SNSや刊行物等による発信
- ・ 地域から共生社会を広めるシンポジウム、学校への出前講座や支援体験授業の実施、ボランティアの受入や日中活動の場における交流・共同作業
- ・ 県の地域共生社会の実現に向けた取組への協力

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の確保

(1) 業務の引継ぎ

- ・ 県との間の丁寧な業務引継体制の構築

| | |
|---|---|
| <p>家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築すること。</p> <p>(2) 職員の計画的な確保 法人の自主性及び実行性を高めるため、法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進めること。</p> <p>(3) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保 研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な実施体制を確保すること。</p> <p>2 組織及び人事配置の適正な運用 利用者の地域生活移行の状況に応じて寮体制や職員配置の適正な運用に努めること。</p> <p>3 その他PDCAサイクルによる継続的な改善</p> <p>(1) 適時適切な報告の仕組みの構築 利用者支援について、当事者目線で改善すべき、共有すべき事象を適時適切に把握し、多角的な視点から改善と成長を遂げるため、日頃の支援での好事例や気づき等、些細なことも報告され、また報告が評価される仕組みを構築し、PDCAサイクルによる継続的な改善を図ること。</p> <p>(2) 利用者及び職員の満足度の把握と反映 利用者や職員の満足度調査を実施し、その結果を科学的な福祉の研究を含む業務運営に活用すること。</p> <p>(3) 組織マネジメントの強化 法人の理念や目的を達成するため、経営資源の戦略的な活用を図り、理事長中心の組織マネジメントを強化すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 自己収入の確保</p> | <p>(2) 職員の計画的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した効果的な採用広報の実施 ・ 適時適切な職員採用の実施 ・ 自己実現を図ることのできるキャリアパスの構築及び職場の魅力向上に向けた取組 <p>(3) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者支援、研究と人材育成等の業務間や組織間のコミュニケーションを促進する体制の確保 <p>2 組織及び人事配置の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寮体制や職員配置の柔軟な見直し <p>3 その他PDCAサイクルによる継続的な改善</p> <p>(1) 適時適切な報告の仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エラー&グッドプラクティス・レポートイングシステムの導入による適時・適切な共有とそれを踏まえた改善の実施 <p>(2) 利用者及び職員の満足度調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な利用者及び職員の満足度調査の実施を通じた業務運営の改善の見える化 <p>(3) 組織マネジメントの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長をトップとする経営会議を通じた運営ビジョンの決定と全職員への研修等による徹底、それに基づく戦略的な人材の採用・育成・定着、物資の調達や施設の活用、資金の管理や予算の執行、情報の活用等の推進 <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等報酬等の自己収入の確保 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新たな加算を獲得するなど、自己収入の確保に努めること。</p> <p>また、科学的な福祉の研究や人材育成において、科学研究費補助金などの外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努めること。</p> <p>2 経営資源の有効活用</p> <p>財務運営の定期的な見直し、効率化を図ることにより、限りある経営資源の有効活用を徹底すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金などの外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に向けた営業活動の実施 <p>2 経営資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の外部委託や外部人材の活用による運営経費の見直し、土地及び建物等の有効活用 <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 （調整中）</p> <p>2 収支計画 （調整中）</p> <p>3 資金計画 （調整中）</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 （調整中）</p> <p>2 想定される理由 （調整中）</p> <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 （調整中）</p> <p>第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 （調整中）</p> <p>第8 剰余金の使途 （調整中）</p> |
| <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施</p> <p>暮らしの場にふさわしい生活環境を維持するため、迅速・柔軟な修繕を行うこと。</p> | <p>第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟・迅速な修繕等を実施するため体制及びスキームの構築（再掲） |

| | |
|--|--|
| <p>また、安全安心な施設を実現するため、中長期の計画に基づく修繕を行うこと。</p> <p>中長期の計画に基づき、利用者を管理するのではなく、利用者と職員が同じ空間で自然に接することができる生活環境を実現するためのリノベーションを行うこと。</p> <p>2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告</p> <p>支援や法人運営の見える化を図るため、障害当事者や学識者等で構成する第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。</p> <p>また、家族会の運営への協力など、家族等に寄り添って適切な情報の提供とコミュニケーションを行うこと。</p> <p>県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期の修繕実施計画に基づく計画的な修繕の実施 ・ 中井やまゆり園のリノベーションの実施（再掲） <p>2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害当事者や学識者等で構成する第三者機関に対する施設運営・研究・人材育成等の計画及び実施状況等に関する意見聴取、その結果の反映 ・ 家族会をはじめ家族等に寄り添った情報提供及びコミュニケーション ・ 県との情報公表・報告基準の作成、研修を通じたマネジメント層への徹底、全職員への周知 ・ 経営会議にオブザーバーとして県を招へいするなど、県との定期的な情報共有・意見交換の実施 |
| <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関への意見聴取 毎年度2回以上 ・ 県との情報共有・意見交換 毎月1回以上 | <p>第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事に関する計画 (調整中) 2 県からの長期借入金の限度額 (調整中) 3 積立金の処分に関する計画 (調整中) |

4 障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査について

障害者支援施設や障がい者グループホーム（以下「施設等」という。）の利用を希望する方の実態調査について報告する。

(1) 趣旨

県は、障がいの特性や程度によって、施設等の利用ができないといった、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく計画だけでは、把握できないニーズがあると考えており、国の動向を注視しながら、施設等を利用できない方の実態を調査する。

(2) 調査概要

ア 調査方法

| | |
|---------|--|
| 令和6年12月 | 市町村にアンケート送付 |
| 令和7年1月 | 県都市町村回答期限 |
| 2月 | 緊急に対応が必要な障がい者について必要な対応をとるよう促す通知を市町村に発出 |
| 2月～5月 | 回答のうち緊急度が高いと思われる利用希望者についての追加調査を市町村に実施 |
| 3月 | 政令市・中核市回答期限 |
| 6月 | 市にヒアリング実施 |

イ 調査結果

(ア) 障害者支援施設の利用希望状況（「参考 障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果」参照）

- ・ 利用希望者は757名で、知的障がいのある方が最も多かった。
- ・ 区分5以上の方は641名（84.7%）、行動障がいのある方が454名（60.0%）で、重症心身障がいの方は52名（6.9%）だった。
- ・ 入所希望者のうち「今すぐにでも入所したい・させたい」は89名（11.8%）で、このうち虐待リスクが高いなどと判断される方は22名だった。
- ・ 希望理由は家族の事情（介護者の高齢化、病気・療養など）によるものが多く、障がい者本人による利用希望は少なかった。
- ・ 利用希望者の数には圏域ごとに偏りがあり、人口10万人あたりでの比較では4.5倍（最大 横須賀・三浦14.6人、最小 相模原3.2

人)の差があった。

(イ) 市町村の状況

- ・ 市町村と基幹相談支援センターが連携して高リスク者を把握しており、両者間での把握漏れやリスク評価のずれはほとんどなかった。
- ・ 自治体によっては福祉専門職の配置がなく、ケースワークや虐待対応についての研修を受ける機会もないため、支援困難ケースへの対応力の獲得や向上に課題があることがわかった。
- ・ ヒアリング等による確認により、知的障害者福祉法等の規定による障害者支援施設等への措置権限を行使したことがある自治体は11自治体で、どのように措置権限を行使したらよいかわからない自治体もあった。

(3) 対応の方向性

ア 市町村支援

- ・ 本調査結果をフィードバックする会議の開催
- ・ 市町村の高リスク者判定を支援するアセスメント評価表の作成
- ・ 市町村の緊急対応力の向上や意思決定支援の取組を支援する研修等の実施

イ 緊急時の仕組みづくり

- ・ 虐待を受けている可能性があるなど、緊急度の高い方の緊急的な一時受入の仕組みづくり

ウ 障害者支援施設の利用の仕組みづくり

- ・ 障害者支援施設の利用に係る協議の場の設置

エ 社会資源の機能強化

- ・ 地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の機能強化
- ・ 施設等の空き情報（受け入れ可能状況）を確認できる仕組みづくり

(4) 今後のスケジュール

令和7年9月

調査結果の取りまとめ

アセスメント評価表の検討

緊急時の受入れの仕組みの検討

| | |
|--------|----------------------|
| 9月～10月 | 施設関係団体との意見交換会 |
| | 市町村障害福祉主管課との意見交換会 |
| 11月～2月 | 圏域ごとの集中的な意見交換 |
| 令和8年3月 | 障害者支援施設の利用に係る協議の場の設置 |

参考

障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果【令和6年12月24日実施】

調査基準日 令和6年12月1日現在

1 基本情報

(単位:人)

| (1)サービス種別ごとの希望状況 | | 全県 | 横浜市 | 川崎市 | 相模原市 | 横須賀・三浦 | 湘南東部 | 湘南西部 | 県央 | 県西 |
|------------------|---------------|-------|-----|-----|------|--------|------|------|-----|----|
| 居住系合計(①+②+③) | | 1,067 | 503 | 165 | 31 | 149 | 36 | 51 | 102 | 30 |
| | ①障害者支援施設のみ | 525 | 185 | 165 | 15 | 57 | 21 | 17 | 47 | 18 |
| | ②障害者支援施設+GH | 232 | 122 | 0 | 8 | 44 | 5 | 24 | 22 | 7 |
| | ③GHのみ | 310 | 196 | 0 | 8 | 48 | 10 | 10 | 33 | 5 |
| 短期入所合計(④+⑤) | | 419 | 207 | 1 | 2 | 22 | 29 | 33 | 108 | 17 |
| | ④短期入所のみ | 115 | 39 | 0 | 0 | 5 | 23 | 1 | 41 | 6 |
| | ⑤短期入所+居住系サービス | 304 | 168 | 1 | 2 | 17 | 6 | 32 | 67 | 11 |

(単位:人)

| (2)平均年齢 | | 全県 | 横浜市 | 川崎市 | 相模原市 | 横須賀・三浦 | 湘南東部 | 湘南西部 | 県央 | 県西 |
|---------------|--|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|
| ①障害者支援施設のみ | | 39.6 | 38.3 | 41.3 | 40.3 | 36.5 | 46.6 | 39.8 | 40.4 | 37.6 |
| ②障害者支援施設+GH | | 37.6 | 38.9 | - | 31.9 | 38.0 | 28.6 | 38.4 | 35.4 | 30.1 |
| ③GHのみを希望 | | 38.8 | 36.9 | - | 52.5 | 42.6 | 42.6 | 37.6 | 39.6 | 45.8 |
| ④短期入所のみ | | 33.7 | 34.4 | - | - | 26.2 | 40.5 | 23.0 | 31.2 | 28.7 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | | 36.5 | 37.1 | 56.0 | 35.0 | 38.5 | 31.5 | 35.3 | 35.6 | 32.9 |

(単位:人)

| (3)障害種別(複数回答) | | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 指定難病等 | 合計 | うち重複 |
|---------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| ①障害者支援施設のみ | | 148 | 428 | 40 | 0 | 616 | 108 |
| ②障害者支援施設+GH | | 56 | 201 | 21 | 2 | 280 | 56 |
| ③GHのみ | | 49 | 236 | 59 | 2 | 346 | 60 |
| ④短期入所のみ | | 63 | 102 | 30 | 1 | 196 | 68 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | | 76 | 286 | 33 | 3 | 398 | 88 |
| 合計 | | 392 | 1,253 | 183 | 8 | 1,836 | 380 |

(単位:人)

| (4)障害支援区分 | | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当・その他 | 合計 |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-------|
| ①障害者支援施設のみ | | 0 | 1 | 9 | 47 | 135 | 318 | 15 | 525 |
| ②障害者支援施設+GH | | 0 | 1 | 5 | 30 | 72 | 116 | 8 | 232 |
| ③GHのみ | | 0 | 30 | 50 | 66 | 51 | 50 | 63 | 310 |
| ④短期入所のみ | | 0 | 4 | 8 | 9 | 20 | 64 | 10 | 115 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | | 0 | 4 | 7 | 41 | 72 | 173 | 7 | 304 |
| 合計 | | 0 | 40 | 79 | 193 | 350 | 721 | 103 | 1,486 |

2 障害者支援施設の利用を希望している方の状況

(1)障害者支援施設の利用希望者数

(単位:人)

| ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|-------|--------|-----|
| 525 | 232 | 757 |

(単位:人)

| (2)障害者支援施設の利用を希望している方 | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|-----------------------|-------|--------|-----|
| 本人 | 10 | 4 | 14 |
| 本人と家族 | 12 | 9 | 21 |
| 本人と家族と関係機関等 | 1 | 1 | 2 |
| 家族 | 177 | 65 | 242 |
| 家族と関係機関等 | 2 | 6 | 8 |
| 市町村、関係機関等 | 2 | 3 | 5 |
| その他 | 132 | 98 | 230 |
| 合計 | 336 | 186 | 522 |

(単位:人)

| (3)障害者支援施設を希望する理由(複数回答) | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|-------------------------|-------|--------|-----|
| 主たる介護者が高齢または病気・療養のため | 269 | 174 | 443 |
| 主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため | 102 | 91 | 193 |
| 父子・母子家庭 | 45 | 45 | 90 |
| 虐待のリスクが高い | 11 | 15 | 26 |
| 今後の利用見込みや緊急時の備え | 88 | 45 | 133 |
| その他※ | 89 | 84 | 173 |

※サービスの資源不足、車いす対応のGHがない、退院先など

(単位:人)

| (4)障害の状況 ※重複あり | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|--------------------|-------|--------|-------|
| 行動障害を有する方 | 340 | 114 | 454 |
| 重心認定がある、もしくは重心相当の方 | 48 | 4 | 52 |
| 医療的ケアを要する方 | 1 | 3 | 4 |
| 上記以外 | 191 | 70 | 261 |
| 合計 | 957 | 299 | 1,256 |

(単位:人)

| (5)どれくらいの時期に入所したいか | ①施設のみ | ②施設+GH | 合計 |
|--------------------|-------|--------|-----|
| 今すぐ入所したい・させたい | 50 | 39 | 89 |
| 概ね1年以内に入所したい・させたい | 92 | 62 | 154 |
| 1~2年以内に入所したい・させたい | 51 | 34 | 85 |
| その他 | 240 | 97 | 337 |
| 合計 | 433 | 232 | 665 |

3 グループホームの利用希望状況

(1)グループホームの利用希望者数

(単位:人)

| ②施設+GH | ③GHのみ | 合計 |
|--------|-------|-----|
| 232 | 310 | 542 |

(単位:人)

| (2)障害種別 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 指定難病等 | 合計 | うち重複 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-----|------|
| ②障害者支援施設+GH | 56 | 201 | 21 | 2 | 280 | 56 |
| ③GHのみ | 49 | 236 | 59 | 2 | 346 | 60 |
| 合計 | 105 | 437 | 80 | 4 | 626 | 116 |

(単位:人)

| (3)障害支援区分 ※再掲 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当・その他 | 合計 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|
| ②障害者支援施設+GHを希望している方 | 0 | 1 | 5 | 30 | 72 | 116 | 8 | 232 |
| ③GHのみを希望している方 | 0 | 30 | 50 | 66 | 51 | 50 | 63 | 310 |
| 合計 | 0 | 31 | 55 | 96 | 123 | 166 | 71 | 542 |

(単位:人)

| (4)障害の状況 ※重複あり | ②施設+GH | ③GHのみ | 合計 |
|--------------------|--------|-------|-----|
| 行動障害を有する方 | 114 | 45 | 159 |
| 重心認定がある、もしくは重心相当の方 | 4 | 4 | 8 |
| 医療的ケアを要する方 | 3 | 0 | 3 |
| 上記以外 | 70 | 27 | 97 |
| 合計 | 191 | 76 | 267 |

4 短期入所の利用希望状況

(1)短期入所の利用希望者数

(単位:人)

| ④短期のみ | ⑤短期+居住系 | 合計 |
|-------|---------|-----|
| 115 | 304 | 419 |

(単位:人)

| (2)障害種別 ※再掲 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 指定難病等 | 合計 | うち重複 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-----|------|
| ④短期入所のみ | 63 | 102 | 30 | 1 | 196 | 68 |
| ⑤短期入所+居住系サービス | 76 | 286 | 33 | 3 | 398 | 88 |
| 合計 | 139 | 388 | 63 | 4 | 594 | 156 |

(単位:人)

| (3)障害支援区分 ※再掲 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当・その他 | 合計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|
| ④短期入所のみを希望している方 | 0 | 4 | 8 | 9 | 20 | 64 | 10 | 115 |
| ⑤短期入所+居住系サービスを希望している方 | 0 | 4 | 7 | 41 | 72 | 173 | 7 | 304 |
| 合計 | 0 | 8 | 15 | 50 | 92 | 237 | 17 | 419 |

(単位:人)

| (4)障害の状況 ※重複あり | ④短期のみ | ⑤短期+居住系 | 合計 |
|--------------------|-------|---------|-----|
| 行動障害を有する方 | 34 | 152 | 186 |
| 重心認定がある、もしくは重心相当の方 | 17 | 21 | 38 |
| 医療的ケアを要する方 | 0 | 1 | 1 |
| 上記以外 | 28 | 111 | 139 |
| 合計 | 82 | 285 | 364 |

(単位:人)

| (5)短期入所を希望する理由(複数回答) | ④短期のみ | ⑤短期+居住系 | 合計 |
|-------------------------|-------|---------|-----|
| 介護者等のレスパイト | 59 | 187 | 246 |
| 主たる介護者が高齢または病気・療養のため | 39 | 180 | 219 |
| 主たる介護者等の仕事や親族での対応が困難なため | 12 | 39 | 51 |
| 自立生活に向けた経験 | 25 | 62 | 87 |
| 入所施設利用に向けた経験 | 22 | 113 | 135 |
| 入所施設等入所までの利用 | 3 | 47 | 50 |
| その他(家族と本人の折り合いがよくない等) | 13 | 34 | 47 |

5 障害者支援施設・グループホームの圏域別状況

(1) 障害者支援施設

(単位:人、か所)

| 圏域 | 人口 | 施設利用希望者数 | 障害者支援施設数 | 定員数 | 人口10万人あたりの施設定員数 | 人口10万人あたりの施設利用希望者数 | 1施設あたりの利用希望者数 |
|--------|-----------|----------|----------|-------|-----------------|--------------------|---------------|
| 全県 | 9,222,326 | 757 | 88 | 4,764 | 51.7 | 8.2 | 15.9 |
| 横浜市 | 3,771,005 | 307 | 24 | 1,177 | 31.4 | 8.2 | 26.1 |
| 川崎市 | 1,552,270 | 165 | 6 | 347 | 22.7 | 10.8 | 47.6 |
| 相模原市 | 723,414 | 23 | 8 | 450 | 62.7 | 3.2 | 5.1 |
| 横須賀・三浦 | 665,986 | 101 | 8 | 436 | 63.1 | 14.6 | 23.2 |
| 湘南東部 | 737,577 | 26 | 5 | 236 | 31.8 | 3.5 | 11.0 |
| 湘南西部 | 577,602 | 41 | 15 | 805 | 139.7 | 7.1 | 5.1 |
| 県央 | 866,025 | 69 | 16 | 930 | 107.4 | 8.0 | 7.4 |
| 県西 | 328,447 | 25 | 6 | 383 | 114.7 | 7.5 | 6.5 |

(2) グループホーム

(単位:人、か所)

| 圏域 | 人口 | GH利用希望者数 | GH数 | GH定員数 | 人口10万人あたりのGH定員数 | 人口10万人あたりのGH利用希望者数 | 1GHあたりのGH希望者数 |
|--------|-----------|----------|-----|--------|-----------------|--------------------|---------------|
| 全県 | 9,222,326 | 542 | 994 | 15,543 | 168.5 | 5.9 | 0.5 |
| 横浜市 | 3,771,005 | 318 | 301 | 5,876 | 155.8 | 8.4 | 1.1 |
| 川崎市 | 1,552,270 | ※ | 119 | 1,860 | 119.8 | ※ | ※ |
| 相模原市 | 723,414 | 16 | 131 | 2,014 | 278.4 | 2.2 | 0.1 |
| 横須賀・三浦 | 665,986 | 92 | 103 | 1,105 | 165.9 | 13.8 | 0.9 |
| 湘南東部 | 737,577 | 15 | 90 | 1,215 | 164.7 | 2.0 | 0.2 |
| 湘南西部 | 577,602 | 34 | 91 | 1,374 | 237.9 | 5.9 | 0.4 |
| 県央 | 866,025 | 55 | 118 | 1,464 | 169.0 | 6.4 | 0.5 |
| 県西 | 328,447 | 12 | 41 | 635 | 193.3 | 3.7 | 0.3 |

※川崎市はGH利用希望者未把握

II 高齢者支援・認知症施策・ケアラーへの支援の推進について

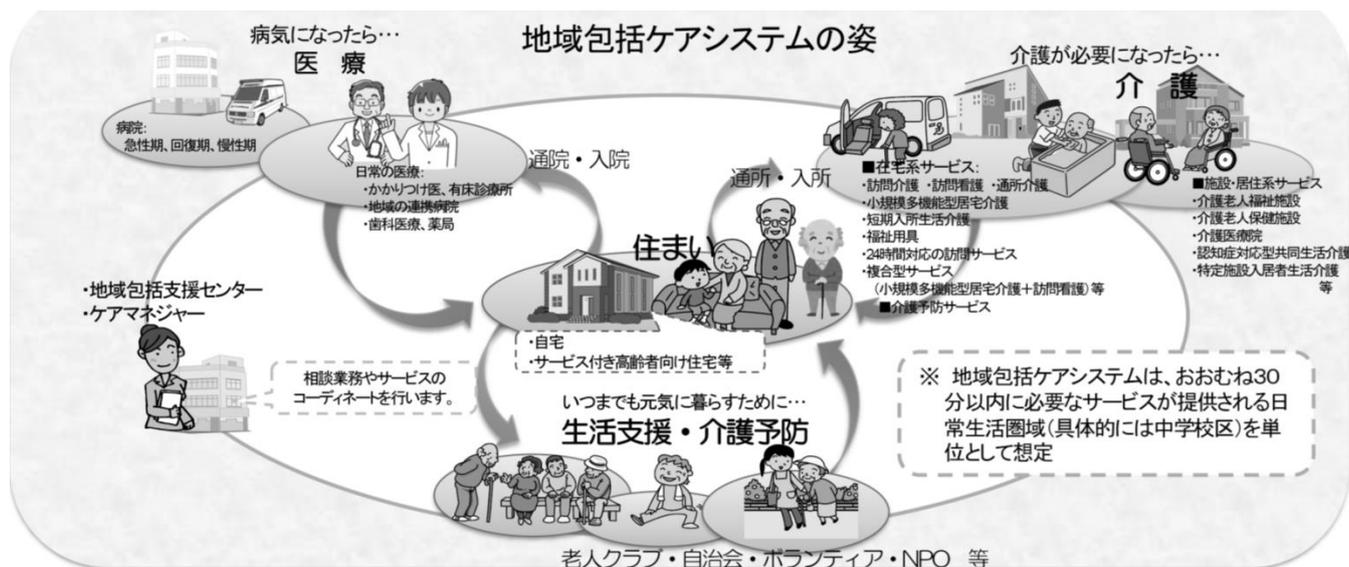
1 高齢者支援の推進について

高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりに向けた主な取組について報告する。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

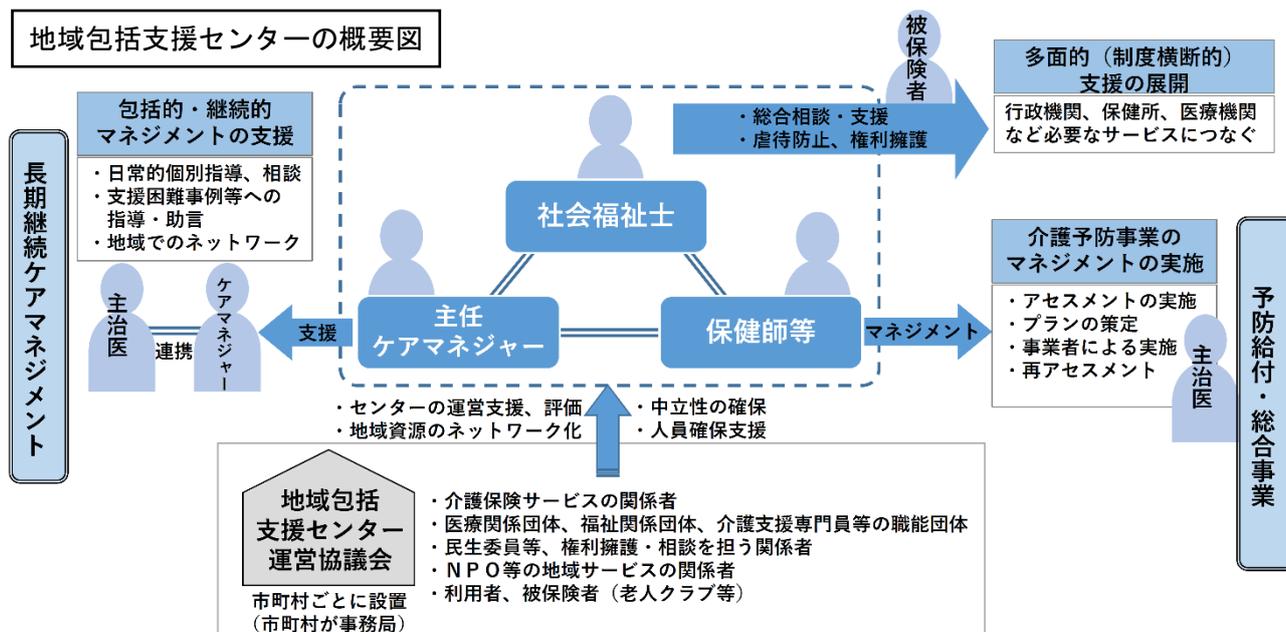
地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みであり、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となる。

地域包括ケアシステムは、市町村や県が、地域の自主性や主体性に基き、地域の特性に応じて作り上げていく必要がある。



(2) 地域包括支援センターの概要

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関で、市町村が設置する地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメントや高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護事業等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担っている。



(3) 地域包括ケアシステムの構築を支援するための県の取組

ア 地域包括支援センター職員等養成研修

地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施する。

イ 地域ケア多職種協働推進事業

市町村へリハビリテーション専門職や学識経験者等を派遣し、具体的な助言を行うとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について多職種協働のための研修を実施する。

ウ 地域包括ケアシステム推進に係る伴走支援事業

地域包括ケアシステムを推進するため、市町村が抱える地域支援事業等の施策や庁内連携、多職種連携等の課題に対し、有識者とともに個別支援を行う伴走支援事業を実施する。

(4) 高齢者の居場所づくりの支援

物価高騰の影響により、地域での活動継続が困難となっている高齢者の居場所等に対し、協力金・支援金を支給する事業を実施している。

ア 支援金支給事業

(ア) 予算・決算

(単位：千円 (R6上期・下期の委託料決算額除く))

| 年度 | | 項目 | 予算額 | 決算額 | 備考 (委託先等) |
|--------|----------------------|-----|---------|-------------|-------------------------------------|
| R 5 | 上期 | 報償費 | 32,400 | 32,400 | 支給額：4万円/団体 委託先：(株)長寿乃里 |
| | | 委託料 | 6,282 | 2,530 | |
| | | 小計 | 38,680 | 34,930 | |
| | 下期 | 報償費 | 48,000 | 48,000 | 支給額：4万円/団体 委託先：(公財)かながわ福祉サービス振興会 |
| | | 委託料 | 6,282 | 3,326 | |
| | | 小計 | 54,282 | 51,326 | |
| 合計 | | | 80,400 | 80,400 | |
| R 6 | 上期 | 報償費 | 24,000 | 24,000 | 支給額：2万円/団体 委託先：(株)長寿乃里 |
| | | 委託料 | 6,282 | 3,849,900 | |
| | | 小計 | 30,282 | 27,849,900 | |
| | 下期 (R7実施、 見込み) | 報償費 | 140,000 | 140,000 | 支給額：7万円/団体 委託先：(株)長寿乃里 |
| | | 委託料 | 11,608 | 9,768 | |
| | | 小計 | 151,608 | 149,768 | |
| 合計 | | | 181,890 | 177,617,900 | |

(イ) 支給団体数

| 年度 | | 老人クラブ、 老人クラブ 連合会 | 高齢者の 通いの場 | 認知症 カフェ | ケアラズ カフェ | 合計 |
|----|-------------|------------------------|--------------|------------|-------------|-------|
| R | 上期 | 468 | 322 | 14 | 6 | 810 |
| 5 | 下期 | 611 | 551 | 28 | 10 | 1,200 |
| R | 上期 | 587 | 563 | 37 | 13 | 1,200 |
| 6 | 下期 (見込み) | | | | | 2,000 |

2 認知症施策の推進について

認知症に関する正しい知識と、正しい理解を深め、共生社会の実現に向けた取組を進める。

(1) 認知症施策に関する最近の状況

| | |
|---------|--|
| 令和5年12月 | 認知症抗体医薬の保険適用開始 |
| 令和6年1月 | 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 (以下「法」という。)施行 |
| 令和6年3月 | 第9期かながわ高齢者保健福祉計画策定(改定) ※法上の都道府県計画含む |
| 令和6年5月 | 認知症患者推計発表(2040年に584万人) |
| 令和6年12月 | 国が法上の基本計画策定 共生社会と認知症未病改善がより重要に |

(2) 共生社会の実現を推進するための施策

ア かながわオレンジデー(認知症の人に関する理解の増進等)

法により、9月21日は認知症の日、9月は認知症月間と定められたことから、理解増進のためのイベントを実施。

日時：令和7年9月28日(日)13時から17時まで

会場：新都市プラザ

内容：認知症当事者のミニコンサート、ワークショップ、認知症の相談コーナー

認知症未病改善コーナー

(認知機能評価、eスポーツ体験ほか)

イ かながわオレンジ大使

令和7年4月に委嘱した「第3期かながわオレンジ大使」(14名)による、直接思いを伝え、その人らしい活動する事業を実施している。

| | |
|--------------------------|--|
| 活動実績例 (自治体、企業等の要請による) | <ul style="list-style-type: none">・ 講演会での講師・ ピアサポート活動・ ミニコンサート・ 制作した美術作品や写真の展示・ 「かながわオレンジ大使」事業の企画・運営 |
|--------------------------|--|

(3) 認知症未病改善の推進

ア 認知症未病改善研究センターの設置

令和6年6月に設置した基幹型認知症疾患医療センターに、認知症の科学的知見に基づく調査、研究を行うとともに、その成果等を地域の認知症疾患医療センターに共有、周知する、認知症未病改善研究センターとしての機能も付加した。

(ア) 機関概要

病院名：東海大学医学部附属病院

所在地：神奈川県伊勢原市下糟屋143

(イ) 研究概要

県が実施する、「軽度認知障害（MCI）」を対象にした評価を整理し、介入を実施するとともに、データを収集することで、MCI未病改善モデルの構築を目指す「認知症未病改善研究事業」における先導的な研究を行う。

イ 認知症未病改善キャラバン

認知機能評価ツールや、有効な介入モデルを紹介・体験できる機材等を搭載した車両で県内各地を巡回訪問することにより、認知症未病改善を促進、PRする。

出展内容：・ 認知機能チェックの体験コーナー
・ コグニサイズ紹介
・ eスポーツ体験コーナーほか

実施期間：令和7年6月～令和8年2月（予定）

訪問先：市町村（横浜市、平塚市、海老名市、秦野市、座間市、藤沢市、二宮町、箱根町、逗子市）、地域包括支援センター、ショッピングセンター、スポーツクラブ、ドラッグストア、カーディーラー

3 ケアラー・ヤングケアラーへの支援の推進について

ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアするケアラーが、社会から孤立することなく日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携した支援を行う。

(1) 各種計画への位置付け

ア かながわ高齢者保健福祉計画

令和3年3月に策定した第8期計画において、県の個別計画として最初に「ケアラー支援」を位置付け、取組を進めている。

令和6年3月に策定した第9期計画では、「ケアラーを支えるネットワークの構築」、「相談事業などの支援の推進」、「広報の充実」に分類して記載内容を充実させた。

ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりに向け、市町村の計画でも「ケアラー支援」を位置付けるよう働きかけている。

イ その他県で策定している各種計画

かながわ高齢者保健福祉計画の他に、県で策定している10の個別計画にケアラー・ヤングケアラー支援を位置付けている。

(2) ケアラー・ヤングケアラー支援施策

ケアラー・ヤングケアラーへの支援については、身近な市町村での支援体制が十分整っているとは言えないことから、県が広域的・専門的な立場から率先して取り組み、市町村を後押ししていく必要がある。

ア ケアラーを支えるネットワークの構築

- ・ 「ケアラー支援庁内連絡会議」を設置し、部局横断的にケアラー・ヤングケアラーの抱える課題や支援方策について情報共有し、全庁的に連携して取り組んでいる。
- ・ ケアラー支援専門員を設置し、ケアラー・ヤングケアラーの支援者や支援機関（市町村、各種相談窓口等）を対象とした事例検討会の開催や、講師派遣などのネットワーク構築支援を行う。

イ 相談事業などの支援の推進

ケアラー・ヤングケアラーからの相談を一元的に受け、その悩みを傾聴して受けとめるとともに、必要に応じて各種支援機関へつなぎを行う。

- ・ かながわヤングケアラー等相談LINE【令和4年5月9日開設】

- ・ かながわケアラー電話相談【令和4年6月10日開設】

ウ ヤングケアラーの支援

(ア) 子どもの権利擁護の視点による支援

18歳未満のヤングケアラーは、年齢や成長に見合わない、大人が担うような重いケアの責任や負担を負っているケースがある。そのため、子どもの権利を守るため、子どもの権利擁護の視点からも支援できる体制を整えている。

- ・ 児童相談所での悩み相談・支援
【令和6年度虐待通告受付件数：8,023件】
- ・ かながわ子ども家庭110番相談LINE
【令和6年度相談件数：5,733件】
- ・ 子ども家庭110番（テレホン相談）
【令和6年度相談件数：1,517件】

また、自分自身でヤングケアラーと認識することは難しいと言われていることから、相談窓口を案内する広報用カードを地域の小学校6年生から高校3年生までの児童・生徒に配布し、周知・啓発を図る。

【令和6年度配布実績：233,742枚】

(イ) 学校での取組

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
児童・生徒に対するカウンセリングの実施及び置かれた環境の改善
- ・ 「かながわ子どもサポートドック」の実施
1人1台端末等を活用して、子どもの自己チェック等により、困難を抱える子どもを把握し、相談から医療・福祉等の支援へとつなぐ、「かながわ子どもサポートドック」の取組を令和5年度より実施

(3) ヤングケアラー支援の強化に係る法改正について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。

また、支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協

議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとされた。

Ⅲ 高齢者・障害者等介護の支援について

1 介護等の質の向上

高齢者が安心して介護を受けられるよう、高齢者に対する虐待防止や身体拘束廃止の取組を推進している。

(1) かながわ高齢者あんしん介護推進会議

「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」にて、施設及び在宅での介護における諸課題を協議している。

ア 高齢者虐待防止部会

- ・ かながわ高齢者あんしん介護推進会議に高齢者虐待防止部会を設置
- ・ 神奈川県高齢者虐待防止マニュアルの改訂についての検討や、市町村支援としての困難事例への弁護士派遣事業について報告

イ 拘束なき介護推進部会

- ・ かながわ高齢者あんしん介護推進会議に拘束なき介護推進部会を設置
- ・ 身体拘束の廃止に向けた県・市町村・各関係機関等の連携や、研修・啓発等の支援策について検討

(2) 研修の実施

ア 虐待防止に係る研修

- ・ 介護施設等の従事者であって、一定の知識、技術及び経験を有する者に対し、虐待被害の多い認知症の方の介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施している。
- ・ 介護施設等の看護職員を対象として、実務基礎研修、実務者研修、管理能力養成研修を実施し、それぞれのレベルに応じ、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する知識や対応力の習得に繋げている。
- ・ 既存の介護施設・事業所を対象として、高齢者虐待防止について学ぶための研修資料の更新と、動画化を準備している。

イ 身体拘束廃止推進に係る研修

- ・ 介護施設等の従事者を対象に、介護技術の向上、高齢者の権利擁護の推進、身体拘束の廃止に向けた取組を推進する研修を初任者、リーダー級職員、施設長の各階層別実施している。

2 障害者支援の向上

安全を優先した支援者の目線による身体拘束等をなくすため、障害特性や本人の望み、願いをしっかりと理解し、身体拘束によらない支援の実現を目指した取組を進めている。

(1) 支援困難な利用者に対する支援技術向上のための研修

- ・ 障害者支援施設等において、特に支援の難しい強度行動障害のある利用者に対し、障害特性の理解に基づく適切な支援を行う職員の人材を育成するための研修に取り組んでいる。

(2) 身体拘束ゼロに向けた取組

ア 県立施設

- ・ 県立障害者支援施設では、身体拘束ゼロを目指して、令和2年度から身体拘束の見える化として、県のホームページに身体拘束の実施状況や廃止に向けた取組事例を公表している。

＜県立施設における身体拘束件数＞

令和2年12月：98件 → 令和7年7月：4件

イ 民間施設

- ・ 集団指導講習会において、身体拘束の原則確認や必要な手続きについて、事例を含めて紹介した。
- ・ また、身体拘束によらない支援の検討や、身体拘束をなくしていくための支援の振り返りの重要性についても伝えている。
- ・ こうした取組により、身体拘束の廃止を推進していく。

3 介護現場の生産性向上

(1) ロボット・ICTの導入支援

介護・障害福祉の現場における職員の負担軽減やサービスの質の向上を目的として、国の補助制度を活用し福祉事業所のロボット・ICTの導入を支援している。

(ロボット)

| | 介護 | 障害 |
|-------|---|---|
| 補助経費 | <ul style="list-style-type: none"> 1 機器あたり30万円（移乗支援、入浴支援等の機器は100万円）を上限として、機器やそれに伴う通信環境、情報端末等の導入経費の最大5分の4を補助（国4/5、県1/5） | <ul style="list-style-type: none"> 1 機器につき上限30万円（移乗介護、入浴支援の機器は上限100万円）までの導入経費を対象にして4分の3を補助（国2/3、県1/3） |
| 対象事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 介護事業所、介護施設等（介護保険法に基づく全てのサービス事業所、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム） | <ul style="list-style-type: none"> 居住系サービス（障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、障害児入所施設事業者） 訪問系サービス（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者） 短期入所事業者 重度障害者包括支援事業者 |

(ICT)

| | 介護 | 障害 |
|-------|---|---|
| 補助経費 | <ul style="list-style-type: none"> 職員数に応じて1事業所あたり100万～250万円を上限として、介護ソフトやそれに伴う通信環境、情報端末等の導入経費を対象にして最大5分の4を補助（国4/5、県1/5） | <ul style="list-style-type: none"> 1 事業所あたり上限100万円までの導入経費を対象にして4分の3を補助（国2/3、県1/3） |
| 対象事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 介護事業所、介護施設等（介護保険法に基づく全てのサービス事業所、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム） | <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア、情報端末(タブレット、ノートPC等)、AIカメラ等、通信環境機器(Wi-Fi)等を導入する障害福祉サービス事業所 |

(パッケージ)

| | 介護 | 障害 |
|-----------|---|--|
| 補助 経費 | <ul style="list-style-type: none"> 1事業所あたり1,000万円を上限として、連動する複数の介護ロボット・介護ソフト、それに伴う通信環境、情報端末等の導入経費の最大5分の4を補助。(国4/5、県1/5) | <ul style="list-style-type: none"> 1施設につき上限1,000万円までの導入経費を対象として介護ロボット等やICTを複数組み合わせる場合の経費、見守り機器導入に伴う通信環境整備経費の4分の3を補助(国2/3、県1/3) |
| 対象 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 介護事業所、介護施設等(介護保険法に基づく全てのサービス事業所、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム) | <ul style="list-style-type: none"> 介護ロボット等やICTを複数組み合わせる障害者支援施設サービス事業者等(介護ロボット等やICTの導入における補助対象等については、上記内容を準用) <p>※ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備経費については、障害者支援施設及び共同生活援助事業者のみが対象</p> |

(2) ロボット・ICTの普及に向けた取組

介護・障害福祉の現場へのロボット・ICTの導入・普及の取組として、相談窓口の設置や試用貸出、ロボット・ICTの導入に向けた伴走支援などを実施している。

(普及に向けた取組)

| | 介護 | 障害 |
|---------------|---|--|
| 実績 ・ 予定 | <ul style="list-style-type: none">・介護生産性向上総合相談センター（かながわ介護スマート相談室）での相談受付、優良事例の紹介・介護現場革新会議の開催・介護ロボット体験展示場の設置、試用貸出・介護ロボット導入施設への伴走支援の実施・モデル事業所（伴走支援実施施設等）による成果報告会、見学受入れ | <ul style="list-style-type: none">・ICTの導入研修会・ロボットの導入研修会等・導入事例をホームページ等で情報提供 |

4 福祉・介護人材の定着に向けた取組

生産年齢人口の減少が進み、人材確保が難しくなる中、介護現場が働きやすい職場となり、定着が進むよう取組を進めている。

(1) 人材の定着・早期離職防止

- ・ 育児休業等から復帰した介護職員が短時間勤務制度を活用できるよう、事業所が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助する。
- ・ 効率的な運営を行うため、週休3日制の導入など多様な働き方について、モデル事業所での事業効果を踏まえ、共通マニュアル等を作成し、介護事業所への導入促進を図る。

(2) 外国人介護人材への支援

- ・ 外国人介護職のための相談窓口を設置し、外国人に対応できる相談員を配置することで、外国人介護職、受入事業所双方の相談に対応し、課題解決につなげる。
- ・ 受入施設等が、多言語翻訳機や学習支援等の外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組や、メンタルケアや交流会等の生活支援に必要な取組を実施する場合の費用の一部を補助する。

(3) 障害福祉分野での実態把握

- ・ 障害サービス事業所を対象に、事業所における人材の定着状況などの就労実態や、職場環境の整備・人材育成の取組を把握する。

(4) 介護サービス・障害福祉サービス事業所に対する支援

- ・ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき、指定介護サービス・障害福祉サービス事業所に対し、介護・福祉職員等の人件費の改善（一時金等）や職場環境改善（間接業務に従事する者等を募集するための経費、研修費等）の取組を支援するための補助事業を実施している。

IV デフリンピック・パラスポーツの推進について

1 東京2025デフリンピックに向けた取組

東京2025デフリンピックの開催を契機とした聴覚障がい者への理解やパラスポーツの推進に向けて実施している大会の機運醸成等の取組について報告する。

(1) 東京2025デフリンピックの機運醸成に向けた取組

ア 東京2025デフリンピック直前イベント・壮行会の実施

大会の1か月前となる令和7年10月に、みなとみらい地区で、県ゆかりの代表選手への壮行会とデフリンピックをPRするイベントを同時開催し、選手への応援とデフリンピックの機運醸成につなげる。

日時 令和7年10月13日11時～16時

会場 クイーンズスクエア横浜 クイーンズサークル

イ プロスポーツチーム等と連携したPR

プロスポーツチームや市町村等と連携し、試合会場やイベント会場において、ブース出展やステージイベント等を行う。また、イベント会場で、県ゆかりの代表選手への応援メッセージ記入コーナーを設けるなど、参加型の企画により、デフリンピックの機運を醸成する。

ウ 各種広報ツールによるPR

県ゆかりの代表選手の写真・コメントや、デフリンピックの特徴等を紹介する応援リーフレットを作成し、市町村や学校を始め、関係団体に配布するほか、県ゆかり選手の出演するPR動画を作成し、県ホームページやSNSでの発信、駅サイネージ・電車内ビジョン等で放映する。

また、県立スポーツ施設や市町村と連携し、のぼりや横断幕の掲出、庁舎等のライトアップなど、県全体でデフリンピックの機運を醸成する。

(2) 子ども達の観戦機会の創出

子ども達の東京2025デフリンピック会場での観戦を支援し、「見える形」での応援体験や、デフアスリートの活躍する姿を間近に感じることで、パラスポーツや聴覚障がい者への理解推進を図る。

(3) 事前キャンプの受入れ

アサンテ スポーツパーク（県立スポーツセンター）において、ポルトガル共和国選手団の事前キャンプを受け入れ、円滑かつ快適な練習環境を提供するとともに、県民との交流機会を設け、デフリンピックの機運醸成と、障がいや国籍などの多様性の理解につなげていく。また、火災の警報等を振動により選手に知らせる機器を配備し、聴覚障がい者が安全に利用できる環境を整備する。

期間 令和7年11月8日～11月16日（9日間）

競技 陸上、水泳、柔道、自転車競技（計4競技）

人数 選手10名及びコーチ、医療スタッフ等含め総勢30名程度

(4) 大会のレガシーの創出に向けた取組

引き続き、障がい者アスリートの支援や障がい者がスポーツを楽しむための環境整備のための事業を実施するとともに、ろう者に対する理解促進動画の幅広い活用や、国際手話講座を開催する。

また、大会終了後には、県ゆかりの選手等が活躍した姿を取材したドキュメンタリー番組を作成し、県民のレガシーとして記録に残す。

【参考】東京2025デフリンピック概要について

- ・ 大会名 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025
- ・ 期間 令和7年11月15日～11月26日
- ・ 会場 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場など19会場
- ・ 競技種目 21競技（陸上、バドミントン、バスケットボール、ビーチバレーボール、ボウリング、自転車（ロード・MTB）、サッカー、ゴルフ、ハンドボール、柔道、空手、オリエンテーリング、射撃、水泳、卓球、テコンドー、テニス、バレーボール、レスリング（フリースタイル・グレコローマン））

2 パラスポーツの推進

共生社会を実現するため、年齢や性別、障がいの程度に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる取組を推進している。

(1) かながわパラスポーツ普及啓発イベント等の開催

神奈川県スポーツ推進条例第6条に基づき、かながわパラスポーツ(県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えること)の普及を図るため、次のイベントを開催する。

ア かながわバリアフリービーチ

日時 令和7年7月27日

会場 鎌倉市由比ガ浜海水浴場

内容 水陸両用車いすを使った海水浴や砂浜でのパラスポーツ体験等

主催 かながわバリアフリービーチ実行委員会

イ イオンdeパラスポ

日時 令和7年9月7日

会場 イオンスタイル天王町

内容 ボッチャ体験会及びデフリンピックパネル展示PR等

主催 イオン社会福祉基金

協力 神奈川県

ウ かながわみんなのスポーツフェスティバル

日時 令和7年10月12日

会場 アサンテ スポーツパーク

内容 ボッチャ、フライングディスク、車いすバスケットボールなどどなたでも参加できるパラスポーツ等の体験会

主催 神奈川県

(2) 障がい者スポーツの推進

障がい者が身近な場所で気軽にスポーツを行え、スポーツを通じて、健康維持や余暇の充実を図ることができるよう、次のイベント等を開催する。また、障がい者スポーツを支える人材の育成を行う。

ア 神奈川県障害者スポーツ大会

期間 令和7年4月13日～令和8年3月1日

会場 アサンテ スポーツパーク、湘南とうきゅうボウル他

実施種目 フライングディスク、陸上競技、ボウリング、アーチェリー、水泳、ボッチャなど9種目
主催 神奈川県、相模原市

イ パラスポーツ体験会・教室等

障がい者が継続的にスポーツに取り組めるよう、障がい種別に応じた「スポーツ教室」と、それに先立ってスポーツ教室の種目を体験する体験会等を開催する。

(ア) パラスポーツ教室体験会

日時 令和7年7月12日

会場 アサンテ スポーツパーク

内容 トランポリン、フライングディスク、ボルダリングなどの体験会

主催 神奈川県

(イ) パラスポーツ教室

期間 令和7年8月8日～令和8年2月20日

会場 アサンテ スポーツパーク

実施種目 トランポリン、フライングディスク、ボルダリング、水泳、卓球、ダンス、ボッチャなど12種目

主催 神奈川県

(ウ) 特別支援学校を活用したパラスポーツ教室

在校生・卒業生等が身近な環境で取り組めるよう、特別支援学校を活用したパラスポーツ等の教室を実施する。

会場 県立相模原中央支援学校、県立三ツ境支援学校、県立小田原支援学校

内容 サッカー、バスケットボール、ボッチャなど

主催 神奈川県

(エ) 障がい者スポーツ教室講師派遣事業

さまざまな方が身近な場所でパラスポーツ教室・体験会に参加できるように、市町村等のスポーツ教室に、講師を派遣する。

ウ 神奈川県精神障害者スポーツ大会

日時 令和7年11月21日、令和7年12月5日

会場 湘南とうきゅうボウル、アサンテ スポーツパーク

内容 バレーボール、ボウリングの2種目

主催 神奈川県

エ ピアスポーツかながわ

精神障がい者を対象としたスポーツ体験イベントを開催する。

日時 令和7年6月28日、令和7年10月10日、令和8年1月30日

会場 アサンテ スポーツパーク、カルッツかわさき、スカイアリーナ座間

内容 フットサル、卓球など9種目

主催 神奈川県

オ パラスポーツ指導者等の養成研修

(ア) 初級パラスポーツ指導員養成講習会

期間 令和8年1月31日～2月8日

会場 アサンテ スポーツパーク

内容 障がいの理解とスポーツ、障がいに応じたスポーツの工夫等

主催 神奈川県

(イ) 神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会

期間 令和7年7月26日～令和8年1月25日

会場 横須賀市南体育会館、県立金沢支援学校他

内容 障がいの理解、介助方法の体験、車いすバスケットボール体験等

主催 神奈川県

(ウ) パラスポーツ指導者スキルアップ研修

期間 令和7年7月5日～令和8年1月17日

会場 アサンテ スポーツパーク

内容 障がい種別に応じたスポーツ実施時のサポート方法、スポーツ指導に生かすコミュニケーション等

主催 神奈川県